

三重県がん検診精密検査医療機関登録制度実施要領

(目的)

第1条 市町等が実施するがん検診の精密検査のための精密検査医療機関について一定の条件を満たす医療機関の名簿を三重県がん検診精密検査登録医療機関（以下「登録医療機関」という。）として作成し、関係機関へ周知を図ることにより、がん検診の精度の向上を図る。

(定義)

第2条 登録医療機関とは、検診実施機関において「要精密検査」と判定された者に対して精密検査を行う精密検査医療機関のうち、県が三重県がん検診精度管理検討委員会（以下「検討委員会」という。）に協議の上、精密検査能力等を調査検討した上で登録した医療機関をいう。

(実施主体)

第3条 本事業は県が実施する。なお、本事業は委託できるものとする。

(登録基準)

第4条 本事業における登録医療機関の基準は別表のとおりとする。

2 前項の基準を改正するときは、あらかじめ検討委員会で意見を聴くものとする。

(登録の申請及び登録医療機関名簿の作成)

第5条 名簿への登録を希望する医療機関は、登録を希望する分野に該当する「がん検診精密検査医療機関登録申請書」（様式第1～5号）を県に提出する。県は提出された申請書をもとに、検討委員会と協議の上、4に規定する登録基準に適合するか否かについて確認を行い、名簿への登録の可否を決定する。

2 県は、前項により名簿への登録を決定したときは、申請のあった医療機関に対し、「がん検診精密検査医療機関登録指定書」（様式第6号）を発行する。また、登録しないときは、その旨を通知する。

3 県は、登録医療機関の名簿を市町等の関係機関に送付するほか、県ホームページに掲載することにより公表する。

(登録の更新)

第6条 登録の更新は原則として3年に1回実施することとし、更新手続きは登録手続きに準じて行うものとする。

(登録医療機関名簿登録後の変更)

第7条 登録医療機関は、申請機関の名称、住所、連絡先及び登録要件に係る事項に

変更が生じた場合は、「がん検診精密検査医療機関登録事項変更届」（様式第7号）により速やかに県に届け出るものとする。

（登録医療機関の取り消し）

第8条 登録医療機関が、その業務を廃止又は登録名簿からの取り下げを希望する場合は、「がん検診精密検査医療機関登録辞退届」（様式第8号）により県に届け出るものとし、県は届け出に基づき登録医療機関を速やかに取り消すものとする。

2 次の各号に該当するときは、検討委員会と協議の上、登録医療機関を取り消すことができるものとする。

（1）登録の要件が満たされなくなったとき。

（2）その他、登録医療機関として不適切と認められるとき。

（その他）

第9条 本要領で書面等により行うこととしている各手続きについては、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

第10条 この要領に定めるもののほか、精密検査医療機関登録に関して必要な事は検討委員会で定める。

附 則

この要領は平成26年3月24日から施行する。

この要領は平成26年8月4日から施行する。

この要領は平成28年6月22日から施行する。

この要領は平成29年11月17日から施行する。

この要領は令和2年8月19日から施行する。

この要領は令和2年11月20日から施行する。

この要領は令和5年12月21日から施行する。

この要領は令和6年1月11日から施行する。